

「消費者教育の推進について」当審議会における意見

消費者教育の推進にあたり、次の点を留意し、消費者教育推進計画を策定していただきたい。

1 第2次消費生活基本計画との関係について

消費者教育推進計画は、第2次消費生活基本計画の下位計画であっても、千葉市での消費者教育を推進するための核となる計画であるため、消費者教育推進計画に位置づけのある施策は第2次消費生活基本計画に位置づけのある施策同様に推進すること。また、消費者教育推進計画は、第3次消費生活基本計画策定時には、その中に集約し、体系的に消費者施策を推進すること。

2 消費者教育推進計画の分類について

大分類として、「消費者被害防止のための教育」「自立した消費者になるための教育」「事業者及び事業所への教育」「担い手の育成・支援」の4項目を設けること。なお、大分類の下に小分類を設け、様々な分野の教育の推進が、消費者教育の推進につながることを明らかにすること。また、担い手間の連携や多様な教育を担う団体や事業者等の支援が、消費者教育の推進力になることを明らかにすること。

3 消費者教育推進計画の小分類について

「消費者被害防止のための教育」の小分類として、「消費者被害防止に係る教育の促進」「消費者被害防止に係る啓発活動の促進」を設けること。また、「自立した消費者になるための教育」の小分類として、「食に関する教育の促進」「情報とメディアに関する教育の促進」「持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進」「持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進」「消費生活の様々な分野における教育の促進」を設けること。「事業者及び事業所への教育」の小分類として、「事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進」「職域における消費者教育の促進」を設けること。「担い手の育成・支援」の小分類として、「関係機関との連携」「地域団体や事業者等の消費者教育活動支援」を設けること。

4 消費者教育推進計画における重点課題について

消費者教育を推進するにあたり、重点的に推進すべき2つの項目を重点課題とすること。高齢者を中心とした消費者の財産的被害が増加する現代社会において、消費者被害の防止は、消費生活センターが取り組むべき喫緊の課題であることから、「消費者被害防止のための教育」を重点課題とすること。また、多様な教育分野が関連し多くの担い手が存在する消費者教育の推進においては、それぞれの分野で関連する活動を行う機関等が連携することで相乗的に消費者教育が推進するため、「担い手の育成・支援」を重点課題とすること。

5 その他

施策のうち、関係機関が連携して実施するものについては、連携の状況を明確にし、各々が消費者教育の担い手となることを明らかにすること。